

2009くらしのサポーター通信No.35

2009.4発行

ハイライト:

□今月のテーマ: 青少年のインターネット利用

□お知らせ: 「消費者問題国民会議2009徳島大会」「2009消費者まつり」の開催

□交流コーナー: コラム 2月が28日の理由～年末の調整～

青少年のインターネット利用

携帯電話やパソコンでインターネットにアクセスし、必要な情報を収集したり、だれかとコミュニケーションしたりすることが当たり前になっている私たちの世界。子どもたちにとっても、インターネットの利用は身近になっていますが、中には有害な情報も数多く流通しています。

1 子どもをめぐるさまざまな問題

平成19年3月に内閣府が行った調査では、パソコンでのインターネット利用は小学生でも約6割、携帯電話でのインターネットの利用は小学生で3割に迫り、中学生で5割を超え、高校生で9割以上となっています。

その一方で、子どもたちが保護者の目の届かないところで、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺に関するサイトなどにアクセスしたり、個人情報を書いたたりして、トラブルや事件に巻き込まれる危険も増えています。子どもが被害者になる事件だけでなく、オンラインゲームへの不正アクセスや学校裏サイトなどでの誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者となるケースも多くなっています。

出会い系サイトの事件状況

- 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数は、1,753件
- 被害者のうち18歳未満の児童が、84.8%
- 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段は、96.5%が携帯電話

※平成19年における状況（警察庁調べ）

ケータイ事件簿

■女子中学生刺される：プロフィールに個人情報 2008年5月
女子中学生(15)が自分のプロフィールに顔写真や住所を掲載していた。そのページに男性(36)がたわいもないやりとりを書き込み、男性は一方的に好意を募らせていった。ところが、返信がなくなり拒絶されたと感じて、帰宅前に待ち伏せして刺した。

■男子高校生死亡：自分のプロフィールに中傷書き込み 2008年7月

男子高校生(15)が元同級生の少年(15)に暴行を受け死亡。男子高校生がブログに「ギターをやる奴にろくな奴はいない」などとしたことで少年は腹をたてた。

※ちょっと待って、ケータイ（ネット安全安心全国推進会議）

2 青少年インターネット環境整備法の概要

こうしたなかで、青少年インターネット環境整備法が、平成21年4月から施行されました。

この法律では、

- ・青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる。
- ・フィルタリングの普及促進などにより、青少年の有害情報の閲覧機会を最少化する。
- ・民間の関係者の自主的・主体的な取り組みを政府が支援する。

ことを基本として、家庭、インターネット関係事業者、インターネット利用者みんなで、子どもたちを有害情報から守り、子ども自身が適切にインターネットを利用できるようにする取り組みを求めています。

この法律によって、企業には子どもが安心して使えるネット環境づくりが、義務づけられるとともに、親にもネットの適切な使い方を子に教えるなどの責務が課されるようになりました。

（1） インターネット関係事業者には「フィルタリング」の提供などが義務化

フィルタリングは、インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないよう制限する便利な機能です。現在、提供されているフィルタリングには、次の3つの方式があります。

＜1＞ホワイトリスト方式

子どもにとって安全と思われるサイトのみアクセスでき、それ以外のサイトへはアクセスを制限する方式。

＜2＞ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもにとって有害な特定のカテゴリのサイトへのアクセスを制限する方式。

＜3＞利用時間制限

子どもが1人で夜中にアクセスできないよう、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止させる方式。

※なお、警視庁は、「ホワイトリスト方式」を選択するよう勧めています。

このフィルタリング機能は、平成21年4月1日以降、18歳未満が使う携帯電話には購入時に店頭で無料提供されています。ただし、保護者の申し出があれば解除できます。

パソコンなどのインターネット接続ができる機器を製造する事業者は、平成21年4月1日以降、フィルタリングを利用しやすくして販売されております。ご利用されているインターネット接続事業者に、フィルタリングについてお問い合わせください。

Webサイトの管理者は、自分のウェブサイトや自社サーバーにより有害な情報発信があった場合、子どもが閲覧できないような措置をとる努力義務があります。

（2） 子どもが利用する携帯電話やパソコンには保護者の判断でフィルタリング

子どもに携帯電話を持たせたり、パソコンを使わせたりするときには、保護者自身が、インターネット上に有害な情報が数多くあることを認識し、子どもがその悪影響を受けないようにフィルタリング機能を取り入れたり、子どものインターネットの利用状況を把握したりするなど、適切に管理することが必要です。

法施行後は、18歳未満の子どもが利用する携帯電話を購入する場合、保護者はその旨を事業者に出し出ることが義務づけられました。18歳未満の子どもが利用する携帯電話などには事業者がフィルタリングサービスを提供します。フィルタリングサービスを利用するかどうかは、保護者の判断に委ねられており、保護者からフィルタリングを利用しない旨の申し出があれば、フィルタリングを外すことができます。

どの方式のフィルタリングを利用するか、また、フィルタリングを外すかどうかは、子どもの希望に依拠するのではなく、保護者が子どもの年齢や成長を考えながら判断していくことが大切です。

（3） 親子で決めようネット利用のルール

子どもたちもやがては成長し、大人になって、フィルタリングのかからないインターネットの世界を知ることになります。そのときに、さまざまな犯罪やトラブルを避けながら、マナーやルー

ル、安全対策などについても教えることが必要です。

また、ネット利用が日常生活に悪影響を及ぼさないよう、つぎの項目を参考にさせていただきながら、親子でネット利用の「わが家のルール」を話しあってください。

- 1 知らない人からのメールは親に報告
- 2 個人情報を書かない
- 3 食事中は使わない
- 4 迷惑メールに返信しない
- 5 チェーンメールを転送しない
- 6 利用料金を決め、料金を超えた分はおこづかいで払う
- 7 着メロ等は勝手に会員登録やダウンロードをしない

くらしのサポーターの皆さんへ（おしらせコーナー拡大版）

「消費者問題国民会議 2009 徳島大会」の開催

～消費者新時代 消費者が主役～をテーマに、消費者支援対策の一層の活性化を図り、消費生活の安定向上に資することを目的に、内閣府と徳島県の共催で次のとおり開催いたします。サポーターの皆さんの研修を兼ねていますので、ご来場を心からお待ちしております。

- 【と き】 平成21年5月27日（水） 午後1時から午後4時40分まで
【と ころ】 あわぎんホール（県郷土文化会館） 4階（大会議室）
【内 容】 基調講演、パネルディスカッション、実践活動報告、消費者支援功労者表彰等
【参 加 費】 無料
【お問い合わせ先】 徳島県消費者情報センター

消費者問題に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、サポーター通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

「2009消費者まつり」の開催

5月の消費者月間に消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供及び消費者教育・啓発を実施し、消費者の自立支援及び行政と事業者との交流・連携のネットワーク拡大を図ることを目的に、第6回消費者まつりを次のとおり実施します。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

- と き 平成21年5月26日（火）・27日（水）
午前10時30分から午後3時まで
- ところ あわぎんホール（郷土文化会館）4階（徳島市藍場町）
- 催し物 5月26日（火）
 - ・消費者宣言～消費者活動報告～
 - ・講演「地球温暖化と私たちの暮らし」
講師：四国放送気象情報室長・気象予報士 山下 勇 氏
 - ・お楽しみクイズ「くらしのはてな？」
 - ・くらしに役立つ情報の展示、県産品の即売コーナー 等

※5月26日(火)・27日(水)とも展示・即売を行います

■入場はすべて無料です。

■お問い合わせ先

NPO法人徳島県消費者協会

徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル5階

電話 088-625-8285

くらしのコラム

2月が28日の理由～年末の調整～

古代ローマ時代に遡れば、1年は10ヶ月であり、あとの2ヶ月くらいは冬眠の期間であった。歴も必要がなかったのだが、これでは、生活に不都合となり、2ヶ月が追加され12ヶ月になる。曲折を経て、追加の2ヶ月が先頭の月になるのだが、先頭になっても年末の調整機能はそのまま残った。

また、奇数月が大の31日、偶数月が小の30日（年末調整の2月は29日）になる。ところが、ある皇帝の誕生月8月が小であり威厳にかかわると大の31日に変更した。それで8月以降は偶数月が大（31日）となり、日数の少なかった2月が更に短い28日（閏月は29日）になったのだ。歴の歴史は政治の歴史でもある。

参考 「文系のための歴読本」（上田雄著 彩流社）

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

2009くらしのサポーターの募集が始まりました。

くらしのサポーターは、消費者情報センターと消費者をつなぎ、消費者に役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズをセンターに取り次ぐ担い手として、とても大切な存在です。

これからもサポーター向けに、研修会をはじめ様々な活動や交流の場を提供していきます。

平成21年度もどうかよろしくお願いします。